

特に定める入札条件（工事が2年にわたる場合）

- 1 この工事は、令和8年度から令和9年度にわたるものである。
- 2 この工事の支払いは、令和9年度に支払う。また、令和8年度の支払いはないものとする。
- 3 前払金額は、請負金額の6割以内とし、令和9年度に支払う。
受注者は、前払金を受けようとする場合、工事の完成期限を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 発注者は、予算上の理由等により、第2項、第3項に規定する支払限度額及び前払金の額を変更することができる。
- 5 受注者は、部分払いを受けようとする場合、規則第75条第2項の規定による前払金を受領していない場合であって、工事の出来高が10分の4（規則第75条第1項の規定による前払金を受領した場合は10分の5）に当該各年度の年割額の請負代金額に対する割合を乗じて得た割合以上に達したときでなければすることができない。